

精華町自殺対策計画の概要（案）について

1 計画策定の基本的な方針

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に定める基本理念にのっとるとともに、国が定めた『自殺総合対策大綱』、京都府が定めた『京都府自殺対策計画』や本町の実情を勘案した計画を策定します。なお、策定にあたっては、平成 29 年 11 月、厚生労働省が「市町村自殺対策計画」の策定に関する標準的な手順と留意点などをとりまとめた『市町村自殺対策計画策定の手引き ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～』を参考にしつつ、本町の実情を踏まえ検討等を進めることとします。

2 計画策定に向けた検討体制

(1) 精華町自殺対策連絡協議会

「精華町自殺対策連絡協議会」（以下「協議会」）は、自殺対策計画を策定するために審議し、町長にその結果を報告し、または意見を建議します。

委員会は、学識経験を有する者（同志社大学）、医師（相楽医師会）、福祉関係者（精華町社会福祉協議会、京都精神保健福祉協会、ゲートキーパー支援センターなど）、教育関係者（教育委員会）、関係行政機関の職員（山城南保健所、木津警察署、京都南労働基準監督署など）の関係団体から推薦いただき委嘱・任命した 14 名の委員で構成しています。

(2) 精華町自殺対策庁内検討会議

「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」という自殺対策基本法に定める基本理念を踏まえ、計画に関する基礎資料の検討や自殺対策に関する情報収集や連絡調整などについて庁内横断的な取り組みを図ることを目的に「精華町自殺対策庁内検討会議」（以下「検討会議」）を設置します。検討会議は、自殺対策に関する実践的な取り組みを見据え、健康福祉環境部長を長に置き、特に関連施策を所管している以下の関係課長等により構成しています。健康福祉環境部社会福祉課が庁内全体の統括的役割を担います。

○検討会議構成課

部等	課等
総務部	総務課
住民部	人権啓発課
健康福祉環境部	子育て支援課、社会福祉課、高齢福祉課、健康推進課
教育委員会教育部	学校教育課
消防本部	警防課

3 計画の内容

(1) 概要

自殺総合対策要綱の基本理念に掲げる「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、本町における実践的な取り組みを含む自殺対策計画とする。

(2) 根拠法令

自殺対策基本法

- ・ 京都府自殺対策連絡協議会設置要綱
- ・ 精華町自殺対策連絡協議会設置要綱
- ・ 自殺対策計画庁内検討委員会（仮称・予定）

(3) 計画期間

令和2年度から令和6年度まで（5年間）

(4) 計画目次（案）

はじめに

第1章 計画策定の趣旨等

第2章 本町における自殺の特徴（「地域自殺プロフィール」等を活用して記載）

第3章 本町におけるこれまでの取組

第4章 自殺対策における取組

→ この章に「庁内事業棚卸し調査」等により把握した関連事業を実践的な取組として記載する

第5章 計画の進行管理等

参考資料

4 策定までのスケジュール

別紙「精華町自殺対策計画の策定に係るスケジュール」参照